

別表25 対象となる成人病

この特約の対象となる成人病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

成人病の種類	分類項目	基本分類表番号
悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170～175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	上皮内癌	230～234
糖尿病	その他の内分泌腺の疾患(250～259)中の糖尿病	250
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393～398
	虚血性心疾患	410～414
	肺循環疾患	415～417
	その他の型の心疾患	420～429
高血圧性疾患	高血圧性疾患	401～405
脳血管疾患	脳血管疾患	430～438

別表26 成人病手術給付倍率表

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～17を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
1.	四肢切断術(手指・足指を除く。)	20
2.	体内用ペースメーカー埋込術	20
3.	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	20
4.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	40
5.	直視下心臓内手術	40
6.	心膜切開・縫合術	20
7.	副腎全摘除術	20
8.	頭蓋内観血手術	40
9.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	20
10.	白内障・水晶体観血手術	20
11.	網膜剥離症手術	10
12.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
13.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
14.	悪性新生物根治手術	40
15.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
16.	その他の悪性新生物手術	20
17.	新生物根治放射線照射(50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10

別表27 対象となる要介護4または5の状態

対象となる要介護4または5の状態とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)」第1条第1項に規定する次の状態をいいます。

要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)